

↳ 保険料控除証明書の添付がない場合

Q : 国民年金や生命保険、地震保険の保険料等の支払証明書の添付がない人の年末調整は、どのようにしたらいいのですか？

A : 翌年1月末日までに証明書を提出してもらってください。提出がない場合は、年末調整をやり直し、不足額を徴収しなければなりません。

【解説】

年末調整を受けるための「保険料控除申告書」には、次の保険料について支払証明書を添付又は提示しなければならず、添付又は提示がない場合には、申告者に督促しなければなりません。

- ① 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金
- ② 一般の生命保険の保険料で本年中に支払った一契約の保険料の金額(剰余金の分配や割戻金の割戻しがある場合には、これを差し引いた金額)が9,000円を超えるもの
- ③ 個人年金の保険料
- ④ 地震保険の保険料
- ⑤ 一定の長期損害保険の保険料

添付又は提示がない場合は、原則として、年末調整することができませんが、翌年1月末日までに提出するという条件付きで年末調整することが認められます。ただし、翌年1月末日までに提出しなかった場合には、年末調整をやり直し、不足額を徴収しなければなりませんとされていますので注意してください。

